

○常総衛生組合管理者の職務を代理する副管理者の順序を定める規則

〔平成13年7月3日
常総衛生組合規則第2号〕

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条第1項の規定に基づき、組合管理者の職務を代理する副管理者の順序は、当該年度の関係市の分担金の割合の多い順とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。